

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -  
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p><b>1 . 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p><b>1 - 1 証券会社の監督事務の取扱い</b></p> <p>1 - 1 - 3 金融庁長官への報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長は、各四半期末現在における登録証券会社の状況について、別紙様式 1 により各四半期末の翌月 20 日までに金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p><b>5 . 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5 - 1 登録金融機関の監督事務の取扱い</b></p> <p>登録金融機関の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1 - 1 - 1、1 - 1 - 2 ( 、 、 及び から までに限る。) 1 - 1 - 3 ((1)、(2)、(3)及び(8)に限る。) 1 - 1 - 4 ((2)に限る。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする(以下同じ。)</p> <p><b>5 - 2 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関(以下「金融機関」)</b></p>	<p><b>1 . 事務の取扱いに関する一般的事項</b></p> <p><b>1 - 1 証券会社の監督事務の取扱い</b></p> <p>1 - 1 - 3 金融庁長官への報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務局長は、各四半期末現在における登録証券会社の状況について、別紙様式 1 - 1 により各四半期末の翌月 20 日までに金融庁長官へ報告すること。</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p><b>5 . 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5 - 1 登録金融機関の監督事務の取扱い</b></p> <p>登録金融機関の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1 - 1 - 1、1 - 1 - 2 ( 、 、 及び から までに限る。) 1 - 1 - 3 ((1)、(2)、(3)及び(8)に限る。) 1 - 1 - 4 ((2)に限る。)に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする(以下同じ。)<u>ただし、1 - 1 - 3 (2)の報告については別紙様式 1 - 2 によるものとする。</u></p> <p><b>5 - 2 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関(以下「金融機関」)</b></p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="280 323 804 355"><u>という。)からの登録申請に係る留意事項</u></p> <p data-bbox="217 422 1097 547">(1) <u>金融機関の証券業務に関する内閣府令別紙様式第1号第5面には、記載する営業所又は事務所(以下「営業所等」という。)ごとに当該営業所等が行う法第65条第2項各号の業務を明示する。</u></p> <p data-bbox="217 616 432 647">(2)~(6) (略)</p> <p data-bbox="192 711 297 743"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="217 1099 439 1131">(7)、(8) (略)</p> <p data-bbox="217 1197 322 1228"><u>(新設)</u></p>	<p data-bbox="1218 323 1742 355"><u>という。)からの登録申請に係る留意事項</u></p> <p data-bbox="1155 422 1261 454"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1155 616 1370 647">(1)~(5) (略)</p> <p data-bbox="1149 711 2038 1031">(6) <u>証券仲介業務を行う登録金融機関にあっては、証券仲介業務に従事する者と融資業務に従事する者との間での、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の授受を遮断すること。このため、例えば、証券仲介業務と融資業務(有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を取り扱うものに限る)の分離や担当職員の明確化又はこれに準じた措置を内容とする社内規則を整備すること等により、非公開融資等情報の授受の遮断について実効性が図られるよう努めること。</u></p> <p data-bbox="1155 1099 1370 1131">(7)、(8) (略)</p> <p data-bbox="1155 1197 2038 1324">(9) <u>証券業協会に加入していない登録金融機関にあっては、行おうとする登録証券業務の種類に応じ、証券業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。</u></p>

現 行	改 正 案
<p><b>5 - 3 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5 - 3 - 1 登録証券業務に係る留意事項</b></p> <p>(1) 顧客に対して信用の供与を条件として有価証券の取得または証券業務に係る取引を強要する行為は行わないこと。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>5 - 3 - 2 ~ 5 - 3 - 4 (略)</p>	<p><b>5 - 3 登録金融機関の監督事務</b></p> <p><b>5 - 3 - 1 登録金融機関業務に係る留意事項</b></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 証券仲介業務を行う登録金融機関にあっては、</u></p> <p><u>証券仲介業務と融資業務を併せて実施する組織を統括する役員若しくは使用人等が、</u></p> <p><u>イ 融資業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する者に提供しないこと。</u></p> <p><u>ロ 証券仲介業務に従事する者から受領した非公開融資等情報を融資業務に利用し、又は融資業務に従事する者に提供しないこと。</u></p> <p><u>顧客が委託証券会社に開設した証券口座が残高不足となる場合に、信用の供与を自動的にに行い又は行うことを約して証券仲介行為を行わないこと。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>5 - 3 - 2 ~ 5 - 3 - 4 (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>5 - 3 - 5 法第 65 条の 2 第 5 項に規定する業務の規制に係る留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 法第 65 条の 2 第 5 項において準用し、令第 17 条の 4 の規定により読み替えて適用する法第 42 条第 1 項ただし書に規定する法第 43 条第 2 号に規定する内閣府令で定める状況については、3 - 4 - <u>3</u>から 3 - 4 - <u>5</u>までの規定に準ずるものとする。</p> <p>5 - 3 - 6 ~ 5 - 3 - 7 (略)</p> <p><u>5 - 3 - 8 金融機関の証券業務に関する内閣府令第四十六条の規定に基づく帳簿の省略等に係る留意事項</u> 帳簿の省略等の承認に関する取扱いについては、3 - 9 - 1 の規定に準ずるものとする。</p> <p><u>5 - 3 - 9 顧客の不正取引の防止のための売買管理について</u> <u>金融機関の証券業務に関する内閣府令第 27 条第 6 号その他の顧客の不正取引の防止のための売買管理については、3 - 1 1 - 3 の規定に準ずるものとする。</u></p>	<p>5 - 3 - 5 法第 65 条の 2 第 5 項に規定する業務の規制に係る留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 法第 65 条の 2 第 5 項において準用し、令第 17 条の 4 の規定により読み替えて適用する法第 43 条第 2 号に規定する内閣府令で定める状況については、3 - 4 - <u>4</u>から 3 - 4 - <u>6</u>までの規定に準ずるものとする。</p> <p><u>なお、証券仲介業務については、3 - 4 - 6 (3) の 及び の理論価格、並びに (3) の 及び の社内ルールについては、委託証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</u></p> <p>5 - 3 - 6 ~ 5 - 3 - 7 (略)</p> <p><u>5 - 4 - 1 へ</u></p> <p><u>5 - 3 - 8 内部管理体制の充実・強化</u> <u>登録金融機関業務を行うに当たっての内部管理体制の構築については、3 - 1 1 の規定に準ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、登録金融機関については、その優越的地位の濫用による不公正な取引や顧客との利益相反等の弊害を防止するため、法令遵守の徹底を図る</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 - 3 - 10 ~ 5 - 3 - 12      5 - 4 - 2 ~ 5 - 4 - 4</u></p>	<p><u>とともに、その実効性を確保する必要があることに留意する。</u></p> <p><b>5 - 3 - 9 社内規則の整備</b></p> <p><u>証券業協会に加入していない登録金融機関については、行っている登録証券業務の種類に応じ、証券業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>5 - 4 法定帳簿の作成等に関する留意事項</b></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>5 - 4 - 1 金融機関の証券業務に関する内閣府令第四十六条の規定に基づく帳簿の省略等に係る留意事項</b></p> <p><u>帳簿の省略等の承認に関する取扱いについては、3 - 9 - 1の規定に準ずるほか、証券仲介業務に係る残高報告書については、作成を省略できる場合を除き、四半期ごとには交付しなければならないことに留意するものとする。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>5 - 4 - 2 帳簿のマイクロフィルムによる作成・保存</b></p> <p><u>次に掲げる要件が満たされている場合には、法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 1 項各号に掲げる帳簿（同令別表第 16 に掲げる取引残高報告書及び別表第 18 に掲げる帳簿のうち証券仲介</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>業務に係る残高報告書にあっては、その写し)を一般に妥当と認められる作成基準により作成したマイクロフィルムにより保存することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 金融庁長官及び証券取引等監視委員会による検査等において、各営業所等において直ちに書面による帳簿の作成が可能である場合</u></p> <p><u>(2) マイクロフィルムの作成・保存に関する責任者をおき、管理の手続が整備されている場合</u></p> <p><b>5 - 4 - 3 注文伝票のコンピューターへの直接入力による作成</b></p> <p><u>次に掲げる要件を満たす場合には、注文伝票をコンピューターへ直接入力することによって作成することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 受注と同時に、注文内容をコンピューターへ入力すること。</u></p> <p><u>(2) 顧客の照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。</u></p> <p><u>(3) コンピューター作成の注文伝票については従来の手書きの注文伝票と同様の手段で保存されること。</u></p> <p><u>(4) 入力データのバックアップを定期的に作成・保存すること。なお、バックアップデータの保存においては、セキュリティーが確保されていること。</u></p> <p><u>(5) 入力した時刻が記録されていること。</u></p> <p><u>(6) 入力事績の取消・修正を行った場合その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。</u></p> <p><u>(7) 注文内容を電話により執行店に連絡するケース、コンピューターシステム稼働終了後に翌日の注文を受注するケース、災害等によりコンピ</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>ユーザーが使用不能となるケース等受注と同時にコンピューターに直接入力して作成することが不可能な場合は、従来どおり、受注時に手書きで注文伝票を作成すること。ただし、受注時に作成した手書きの注文伝票とその注文内容を後で入力して作成した約定結果等が記載されたコンピューター作成の注文伝票を併せて保存する場合は手書きの注文伝票に追記を行う必要はない。</u></p> <p><u>(8) 内部監査に対応できるシステムとなっていること。</u></p> <p><u>(9) コンピューターへの直接入力に関する社内規則が整備されていること。</u></p> <p><b>5 - 4 - 4 帳簿の電子媒体による保存</b></p> <p><u>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第 65 条の 2 第 5 項において準用する法第 41 条第 1 項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第 46 条第 1 項各号（同令別表第 16 に掲げる取引残高報告書及び別表第 18 に掲げる帳簿のうち証券仲介業務に係る残高報告書にあっては、その写し）に掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては 5 - 4 - 3 に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる要件を満たす場合は、証券業務に関する帳簿を電子媒体により保存することができるものとする。</u></p> <p><u>金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第 9 から別表第 16 までに規定する全ての記載事項が電算システムにより作成され、電子デー</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>タとして保存されること。</u></p> <p><u>保存に使用する電子媒体は金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第2項に規定する保存期間の耐久性を有すること。</u></p> <p><u>データ保存に使用する電子媒体の一つを「原本」として定め、その旨を明示すること(帳簿の保存状態の判定はこの「原本」に準拠して行うものとする。)</u></p> <p><u>の「原本」のバックアップを定期的に作成し、これを「副本」として保存すること。なお、「副本」については、「原本」と同様のセキュリティ確保がされていること。</u></p> <p><u>顧客の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。</u></p> <p><u>保存されているデータにつき合理的期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能なシステムとなっていること。</u></p> <p><u>入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正の記録がそのまま残されるシステムとなっていること。</u></p> <p><u>内部監査に対応できるシステムとなっていること。</u></p> <p><u>作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関する社内規則が整備されていること。</u></p> <p><u>電算システムにより作成した帳簿のハードコピーに手書きによる追記・補完等を行った場合は、当該ハードコピーを原本として保存すること。</u></p> <p>5 - 4 - 5 <u>証券仲介業務にかかる帳簿の作成について</u></p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="190 660 607 695"><b>9 . 証券仲介業者の監督事務</b></p> <p data-bbox="190 708 723 743"><b>9 - 1 証券仲介業者の監督事務の取扱い</b></p> <p data-bbox="190 756 1099 1031">証券仲介業者の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1 - 1 - 1 ( 、 及び に限る。 ) 1 - 1 - 2 ( 、 、 及び に限る。 ) 1 - 1 - 3 ( (2)、(5)及び(8)に限る。 ) 1 - 2 - 1、1 - 2 - 2 ( (3) ~ (6)に限る ) 1 - 4、並びに下記に掲げる事項に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする (以下同じ。 )</p> <p data-bbox="190 1142 864 1177"><b>9 - 2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項</b></p> <p data-bbox="190 1190 443 1225"><b>9 - 2 - 4 その他</b></p> <p data-bbox="190 1238 1099 1369">法第 66 条の 5 第 4 号に規定する証券仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。</p>	<p data-bbox="1126 325 2045 549"><u>金融機関の証券業務に関する内閣府令別表第 18 に掲げる帳簿については、委託証券会社のシステムやフォーマットを利用して作成すること及び委託証券会社にその作成にかかるシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、作成及び保存の義務は登録金融機関が負うことに留意する。</u></p> <p data-bbox="1126 660 1543 695"><b>9 . 証券仲介業者の監督事務</b></p> <p data-bbox="1126 708 1659 743"><b>9 - 1 証券仲介業者の監督事務の取扱い</b></p> <p data-bbox="1126 756 2045 1078">証券仲介業者の監督事務に係る財務事務所長等への再委任、金融庁長官への協議及び報告については、1 - 1 - 1 ( 、 及び に限る。 ) 1 - 1 - 2 ( 、 、 及び に限る。 ) 1 - 1 - 3 ( (2)、(5)及び(8)に限る。 ) 1 - 2 - 1、1 - 2 - 2 ( (3) ~ (6)に限る ) 1 - 4、並びに下記に掲げる事項に準ずるものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする (以下同じ。 ) <u>ただし、1 - 1 - 3 (2) の報告については別紙様式 1 - 3 によるものとする。</u></p> <p data-bbox="1126 1142 1800 1177"><b>9 - 2 証券仲介業者からの登録申請に係る留意事項</b></p> <p data-bbox="1126 1190 1379 1225"><b>9 - 2 - 4 その他</b></p> <p data-bbox="1126 1238 2045 1369">法第 66 条の 5 第 4 号に規定する証券仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書及び同添付書類等を参考としつつ、次の点を確認するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1382 2045 1417"><u>なお、申請者が外国法人である場合は、 については国内に駐在する役</u></p>

現 行	改 正 案
<p>～ (略)</p> <p><b>9 - 3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項</b></p> <p><b>9 - 3 - 1</b> 証券仲介業者が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、証券仲介業に係る業務を営む場合については、3 - 4 - <u>2</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9 - 3 - 2</b> 証券仲介業者が投資信託受益証券等の乗換えを勧誘する際に、顧客に対して行う乗換えに関する重要な事項の説明については、3 - 4 - 4 ( (4) <u>ただし書き</u>を除く。) の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9 - 3 - 3 証券仲介業者に関する内閣府令第 15 条第 7 号について</b> 証券仲介業者が、法第 2 条第 8 項第 6 号 ( 私募の取扱いを除く。) の行為により債券 ( 証券仲介業者に関する内閣府令第 15 条第 <u>8</u>号に規定する債券をいう。) を個人の顧客に取得させようとする際に、募集期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して行う説明については、3 - 4 - <u>5</u> ((4) <u>ただし書き</u>を除く。) の規定に準ずるものとする。</p>	<p>職員の状況を、及び については国内における状況を確認するものとする。</p> <p>～ (略)</p> <p><b>9 - 3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項</b></p> <p><b>9 - 3 - 1</b> 証券仲介業者が、店舗を金融機関の店舗と同一の建物に設置し、証券仲介業に係る業務を営む場合については、3 - 4 - <u>3</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9 - 3 - 2</b> 証券仲介業者が投資信託受益証券等の乗換えを勧誘する際に、顧客に対して行う乗換えに関する重要な事項の説明については、3 - 4 - <u>5</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9 - 3 - 3 証券仲介業者に関する内閣府令第 15 条第 7 号について</b> 証券仲介業者が、法第 2 条第 8 項第 6 号 ( 私募の取扱いを除く。) の行為により債券 ( 証券仲介業者に関する内閣府令第 15 条第 <u>7</u>号に規定する債券をいう。) を個人の顧客に取得させようとする際に、募集期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して行う説明については、3 - 4 - <u>6</u> ((4) <u>なお書き</u>を除く。) の規定に準ずるものとする。</p>

現 行	改 正 案
<p>なお、(3)の 及び の理論価格、並びに(3)の 及び の社内ルールについては、所属証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>9 - 3 - 4 証券仲介業者に関する内閣府令第 15 条第 7 号について 証券仲介業者の証券仲介業に係る電子情報処理組織の管理については、3 - 4 - <u>6</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9 - 7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</b></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3 - 9 の規定に準ずるものとする(ただし、3 - 9 - 1、3 - 9 - 4、3 - 9 - 5の(1)ただし書き、に係る事項を除く。)</p>	<p>なお、(3)の 及び の理論価格、並びに(3)の 及び の社内ルールについては、所属証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>9 - 3 - 4 証券仲介業者に関する内閣府令第 15 条第 7 号について 証券仲介業者の証券仲介業に係る電子情報処理組織の管理については、3 - 4 - <u>7</u>の規定に準ずるものとする。</p> <p><b>9 - 7 法定帳簿の保存等に係る留意事項</b></p> <p><u>(1) 法定帳簿については、所属証券会社のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は所属証券会社にその作成にかかるシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、証券仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 法定帳簿の省略等に関する取扱いについては、3 - 9 の規定に準ずるものとする(ただし、3 - 9 - 1、3 - 9 - 4、3 - 9 - 5の(1)ただし書き、に係る事項を除く。)</u></p>

現行

改正案

別紙様式 1

別紙様式 1 - 1

登録証券会社の状況

登録証券会社の状況

平成 年 月末日現在

平成 年 月末日現在

証券会社 名	登録番 号	登録年月 日	資本金  億円	認可業務の状況		
				店頭デリ バティブ	元引受け	P T S

証券会社 名	登録番 号	登録年月 日	資本金  億円	認可業務の状況		
				店頭デリ バティブ	元引受け	P T S

- (注) 1. 資本金順に記載すること。  
 2. 認可業務の状況欄には、認可を受けている業務については認可年月日を、  
 受けていない業務については - を記入すること。

- (注) 1. 登録番号順に記載すること。  
 2. 認可業務の状況欄には、認可を受けている業務については認可年月日を、  
 受けていない業務については - を記入すること。  
 3. 前回報告した内容からの変更点について注記すること。

現行

改正案

(新設)

別紙様式 1 - 2

登録金融機関の状況

平成 年 月末日現在

登録金融機関名	登録番号	登録年月日	認可業務の状況		備考
			店頭 デパート ブ	元引受け	

(注) 1. 登録番号順に記載すること。

2. 認可業務の状況欄には、認可を受けている業務については認可年月日を、認可を受けていない業務については - を記入すること。

3. 備考欄には、当四半期中に新規登録、合併、営業譲渡及び名称変更等の異動があった登録金融機関についてその旨を記載するほか、証券仲介業務を行う場合の委託証券会社名を記載すること

4. 当四半期中に登録金融機関でなくなった金融機関がある場合には、欄外に名称、登録番号、廃止等事由及び廃止等年月日を記載すること。

現行	改正案																																													
(新設)	<p data-bbox="1093 300 1256 323">別紙様式 1 - 3</p> <p data-bbox="1368 395 1776 419" style="text-align: center;">証 券 仲 介 業 者 の 状 況</p> <p data-bbox="1765 491 2051 515" style="text-align: right;">平成 年 月末日現在</p> <table border="1" data-bbox="1093 531 2051 1106"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 531 1189 600">区分</th> <th data-bbox="1189 531 1440 600">証券仲介業者名</th> <th data-bbox="1440 531 1621 600">登録番号</th> <th data-bbox="1621 531 1803 600">登録年月日</th> <th data-bbox="1803 531 2051 600">所属証券会社等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1093 1166 2051 1337"> (注) 1 . 登録番号順に記載すること。  2 . 区分の欄には、法人または個人の別を記入すること。  3 . 当四半期中に証券仲介業者でなくなった者がある場合は、欄外に当該業者名、登録番号、廃止等事由、廃止等年月日を記載すること。 </p>	区分	証券仲介業者名	登録番号	登録年月日	所属証券会社等																																								
区分	証券仲介業者名	登録番号	登録年月日	所属証券会社等																																										